

令和2年12月8日

NPO 法人グループわ
理事長 大槻隆文 殿

財政再建プロジェクト・チーム

財政再建プロジェクト報告書

グループわ は、令和元年度に主要な受託業務契約が終了したことにより活動資金が大幅に縮小し、令和2年度は赤字予算となりました。また、コロナウィルス感染防止のため多くのボランティア活動は休止中です。このような中で、グループわ はいかに財政再建を果たすのか、今後の活動をどうすれば良いのか、当プロジェクト・チームは検討をすすめてきました。

その検討結果を報告します。理事会、各区会・部会役員、グループ役員、会員のみなさまの力を合わせて、この困難な時期を乗り越え、グループわ の新たな活動の推進を目指したいと考えます。

◇ プロジェクト・メンバー

加藤勇治(美 10)、芦田義和(生 15)、竹田友子(音 19)、豊野文子(生 20)、
岩波義孝(生 21)、岸野清美(健 21)、富川 修(生 22)、南 謙二(健 22)、
高木博史(園 23)、道満出人(国 23)、桜間 茂(生 24)
事務局：浜田哲夫(生 21)、横山謙一(音 24)

*オブザーバー：大槻隆文理事長(食 20)、川部忠夫監事(健 20)

◇ 検討経過概要

R2.7.17. 第17回定期総会
R2.8.25. 第1回財政再建プロジェクト・ミーティング
R2.9.15. 運営委員会. 財政再建に関する提言のお願い(10通受領)
R2.9.15. 第2回財政再建プロジェクト・ミーティング
R2.10.20. 第3回財政再建プロジェクト・ミーティング
R2.11.20. 第4回(最終)財政再建プロジェクト・ミーティング

◇ 主な検討テーマ

- ① 財政状況の確認、財政経過の把握
- ② 定款目的事項の確認
- ③ 収益項目の確認、収益増加策
- ④ 費用項目の確認、費用削減策、組織運営効率化策

財政再建プロジェクト検討結果報告

財政危機を契機として グループわ の新たな活動推進をめざす

I. 本報告書の骨子

1. 財政再建の方策

- (1) 令和2年度・単年度赤字財政からの脱却を目指しますが、その主要な方法は以下の2項目と考えます。
- ① 新たな公益団体運営支援事業契約の獲得による収益増
 - ② 活動推進に無理のない費用削減
- (2) 新たな公益団体運営支援事業の獲得を目指すに当たっては過大な業務負担を避け、年度で2事業程度に絞り込む必要があると考えます。今期中にめどが立たない場合は、蓄積してきた正味財産の活用も視野に入れざるを得ないと考えます。

2. 財政難の下で、グループわ の「目的」「活動」「組織」「将来目標」等の基本的な課題が焦点化していると考えます。具体的には次のような項目です。組織と活動の発展のために、ぜひ検討を進めていく必要があると考えます。

- ① 目的や活動内容を規定する定款の見直し
- ② 区部会組織や活動のあり方
- ③ グループによるボランティア活動と会員個人のボランティア活動推進
- ④ 理事体制を中心としたグループわ 本部のあり方と組織運営効率化 等

3. 課題解決に向けた取組推進

取り組むべき課題は、当面の緊急課題から将来に向けた中長期課題までさまざまです。グループわ の決議・執行機関である理事会において、早急に取り組課題とスケジュール、担当のあり方等を整理し、取組み開始されることを期待します。

令和2年度下期	～R3.3.31.	新規受託事業や経費削減の取組
令和2年度決算		財政状況の把握、予算立案
令和3年度上期	R3.4.1.～	中長期的課題を含めたアクションプラン策定
第18期定期総会	R3.5.下旬	方針確認、取組みスタート

……

……

II. 各論

1. グループわ の目的再確認、共有

プロジェクトの話し合いは、財政再建策に入る前に、グループわ はどのような組織か、何を目的にどのような活動をおこなうのか、外から見ていて判り難いとの問題意識が多く出されました。「定款」や「グループわ 概要」の表現を見直し、現状をより正確に規定し、伝えることができるように、改めるべきところは改める必要があるのではないのでしょうか。

(1) グループわ の目的再確認を

定款第3条(目的)では、会員各自が高度な知識技能を蓄積していることが前提のように表現されています(下記参考欄参照)。NPO法人化に際しての使命感が感じられますが、一方では、より多くの参加を募り多様なボランティア活動を推進することや、会員個々が経歴にこだわらず新たな活動に挑戦することが重要ではないかとの意見もあります。

グループわ ほどのような組織なのか、組織内で再確認をおこない、外からの判り難いという声に対して答えていく。そのためには定款第3条(目的)の表現見直しも考えられます。

(2) 現状の活動内容と定款規定との整合性の点検

上記の問題以外に次のような提言があげられています。

- ・ 災害救援のための活動や募金、グループわ 組織内親睦活動等、現在の活動について定款規定との整合性の検討を。
- ・ その他、組織運営の効率化をおこなうために定款規定を見直そうという提言もあります。これについては第5項に記載します。

[参考]

定款第3条(目的)

この法人は、様々な分野においてそれぞれ蓄積された高度な知識と技能を有し、又豊富な経験を積んだ人たちの能力を活用し、一般市民に対して、福祉活動、社会教育の推進、健全なまちづくり、スポーツによる健康づくり、環境保全及び啓発活動、国際協力、生活文化の伝承等の事業を行い、障害者及び高齢者等一般市民の福祉の増進並びに子供たちの健全な育成を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

第4条(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条(事業)

この法人は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 在宅・施設等の友愛等の支援事業
- (2) 高齢者・親子対象のパソコン等の指導事業
- (3) 地域のまちづくり協力等の支援事業
- (4) スポーツによる健康づくりの支援事業
- (5) 環境保全及び啓発事業
- (6) 外国人への生活助言及び支援事業
- (7) 生活文化の伝承活動等の事業
- (8) 公益団体の運営支援事業
- (9) ボランティア参加への啓発事業

2. グループわ の活動資金源

グループわ 結成後、どのような手段で活動資金を得てきたのかを振り返りました。NPO法人化や様々な助成金を受けてきた経緯を確認し、自助努力による資金獲得の重要性を再確認しました。

(1) 公益団体からの受託事業

公益団体がおこなう取組の運営支援を受託し、その収益の一部を活動資金に充てることを活動資金源の第一義と考えます。公益団体が事業主体のため、受託業務内容がグループわ の目的事業に該当し、個人ボランティア活動の促進につながります。

(2) ボランティア活動に対する公共・民間の助成金

ボランティア活動促進のために数多くの助成金があります。その多くは具体的な活動実施に対する費用実費を補助するもので、グループわ も各種助成を受けてきています。財政難の今、継続的に調査して情報共有し、区会や部会各グループの参考に供し、より積極的に活用していく必要があると考えます。

(3) グループわ の活動をサポートする目的の寄付金

従来、自然災害に対する救援のために募金活動をおこなってきていますが、グループわ の活動全般をサポートしていただく目的の寄付金には力を入れてこなかったようです。財政的に必要性が低かったと言えますが、状況が変わりましたので、日常的取組として整備する必要があると考えます。

(4) 認定NPO法人化

認定NPO法人化は税制上の優遇措置があるため、グループわ に寄付してくれる方とグループわ 双方にメリットがあります。一方、認定後の事務処理負担は大きくなると言われていています。現状では優先度が高い策とは言えませんが、今後継続して認定条件充足策等を研究していく必要があると考えます。

(5) グループわ 独自の収益事業

グループわ が収益を目的として、目的事業以外のその他事業を独自におこなう提言を会員からいただきました。これは、仮にハードルの低い事業を探すにしても「起業」であり、採算問題や業務リスクは免れませんので、優先順位の低い方策と考えます。

[参考]

- ・ 財政経緯の資料…別紙①参照
- ・ 助成金の資料…別紙②参照
- ・ 区会や部会各グループの助成金受取状況調査…調査・情報交換方法の具体化が必要
- ・ 認定NPO基準：①相対値基準「実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること」②絶対値基準「実績判定期間の各事

業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数が、年平均 100 人以上であること」のいずれか。

3. 活動資金獲得必要額

令和 2 年度の赤字予算は緊急対応策等による費用減額の結果です。上期決算を経て今期決算を見通し、今後どの程度の活動資金を獲得する必要があるのか、概算で試算しました。

約 400 万円/年間

ただし、新たな事業の具体化には集中的なエネルギーが必要であり、年度の取組事業は 2 事業程度が限界と考えます。

[参考]

・令和 2 年度決算見通し（概算）

経常収益（受取会費、寄付金、助成金、事業収益等）	682 万円
経常費用（事業費 614 万円、管理費 248 万円）	862 万円
当期正味財産増減額	▲180 万円
正味財産期末残高	1,635 万円

（注）今期は特殊要因による正味財産増加要因（仮受金処理 50 万円、2 ヶ月間の電話相談事業 34 万円）と経費の緊急削減策による正味財産増加要因（本部旅費交通費削減 83 万円、区部会助成金削減 52 万円、情報誌削減 37 万円）合計 236 万円を織り込んで▲180 万円の見通しです。この増加要因がなければ▲436 万円ですから、約 400 万円程度不足しているとの概算です。

・令和 3 年度からの新規受託事業がどうなるか目下未確定であり、令和 2 年度赤字予算での緊急対応項目を令和 3 年度以降も一部継続することもあり得ると考えます。

（例） ・区部会助成金基準：当面、区部会とも@200 円基準を継続し、区部会財政や助成金受取状況を調査して再検討。

・紙ベースの情報誌発行：郵送回数減、カラー表紙見直し

4. 具体的活動資金源

現在準備が進められている事業や、会員からいただいた具体策は以下の通りです。

(1) 特別支援教育の取組

教育委員会、神戸市シルバーカレッジとの提携取組。個人ボランティア活動でおこなってきた特別支援教育の取組を強化し、受託事業化するものです。財政問題だけでなく、より多くの学校の支援要望に応えられるようになり、区会活動の活性化や個人ボランティア活動の促進につながることを期待できます。

(2) その他の受託事業の模索

神戸市やこうべ市民福祉振興協会をはじめとする関係諸団体と協議し、新たな事業受託をめざす必要があります。

（例） ① しあわせの村での長寿祭運営…今期はコロナウィルス対策のため中止

- ② 各区の老人会や子ども会の事務処理等…市サイドが詳細検討中
- ③ 環境未来館の運営受託…11月末にも公募がある見込み

(3) その他

会員からの提言で、いくつかの具体策をいただいています。各項目について、理事会で検討し、実施する事項は取組具体化が必要と考えます。

- ① グループわ の活動全般に対する寄付金を募る。年会費とは別に。
- ② 家庭菜園商品の売買仲介。イベントメニューに追加等。
- ③ K S C 共通授業でのパソコン塾開催。その他パソコン塾 P R 推進。
- ④ スマホやタブレットの操作講習会の検討。
- ⑤ フレイルチェック活動の継続発展。
- ⑥ グループわ にふさわしい分野の受託事業検討。

(例) 児童や障がい者、高齢者福祉関連、まちづくり推進のために地域の方と協力して地域安全マップ作りなど。

- ⑦ 一ノ谷プラザ利用者数アップ。紹介チラシ配布（近隣住民、商店街等）、区役所・区民センターにチラシ設置。ビジネスユース料金見直しと利用促進、等。
- ⑧ 提携イベントの準備業務についての人件費負担や本部管理費の請求増額。
- ⑨ K S C 休館日の教室等一般貸出しが可能なら、管理運営を受託。
- ⑩ 情報誌の有料広告媒体活用。
- ⑪ 庭の掃除等の新規事業立ち上げ。

[参考]

- ・ 特別支援教育の取組については、10月16日に特別支援研修会を開催。60名以上の参加があり、具体的な支援校のマッチングも順調に推移しています。
- ・ 環境未来館の運営受託については、11月にプロジェクト・チームが発足し、具体的対応が始められました。

5. 費用削減、組織運営効率化

すぐに決めて実行できる費用削減策と、組織運営の見直し・効率化で無理なく費用削減を目指す方策の両面の検討が必要です。会員からの提言もいただきました。

(1) 本部経費の削減

- ① ペーパーレス化推進。プリントコスト削減。
- ② 紙質の見直し。
- ③ 郵送費削減。情報誌を取りに来ていただける方策。あるいは郵送回数減。
- ④ ボランティア保険一括付保の再検討。
- ⑤ 功労者表彰の予算化。
- ⑥ 区部会助成金の削減、場合により廃止。
- ⑦ 定期総会時の昼食弁当廃止。

(2) 組織運営の効率化

- ① 須磨一ノ谷プラザ・ローテーション会議要領の変更。会議開催せず、メール・FAX等でおこなう。
- ② 受託事業スタッフへの活動報酬・交通費現金支払いの振込処理化。
- ③ 本部事務所業務に夏休み、冬休み各1週間程度を導入。日直コスト(1,000円/日)の削減。
- ④ 運営委員会の非開催月設定。8・12月等活動の比較的低調な月。交通費削減。
- ⑤ 本部の理事業務の分担見直し。総務、企画、財務、事業、広報に分けているが、事業はイベント(行事)に名称を変える方が、目的は判り易い。その他。
- ⑥ 理事任期規定の検討。今年のように定期総会が延期になった場合、理事任期が自動的に総会まで延長されるように整備。
- ⑦ 定期総会開催通知を開催日の1ヶ月前までとしているが、決算や準備業務がタイトで本部業務に無理がある。例・3週間前としてGW明けに通知、5月末定期総会開催に。定款は5日前、議事運営規定は1ヶ月前が通知日。
- ⑧ 定期総会開催時期(月)規定がない。決算後3カ月以内等の規定整備を。

以上